

産業廃棄物処理施設設置許可申請書の添付書類
(廃棄物処理法施行規則第11条第6項)

内容:産業廃棄物処理施設の設置

番号	添付書類
1	当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
2	最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
3	最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
4	当該産業廃棄物処理施設の付近の見取図
5	当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
6	当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
7	申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
8	申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
9	申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿事項証明書※
10	申請者が個人である場合には、住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書(登記されていないことの証明書)
11	申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
12	申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書(登記されていないことの証明書)
13	申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書(登記されていないことの証明書)
14	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書(登記されていないことの証明書)(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書※)
15	申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書(登記されていないことの証明書)

番号は廃棄物処理法施行規則第11条第6項各号と照合する。

※法人の登記事項証明書を省略する場合はその旨と会社法人等番号を記載した書類を提出すること。

(廃棄物処理法施行規則第11条の2)

番号	添付書類
1	生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類